平成２１年（フ）第１７１２号
神戸市北区緑町４丁目３番４―25号
債務者　平松　壽夫
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９９号
山口県防府市沖今宿２丁目７番35号
債務者　平野　公一
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０２号
山口市陶2002番地
債務者　相良　絵美（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０２２号
愛知県尾張旭市三郷町富丘62番地１　パレス明和302号
債務者　小寺　政良（旧姓宮里）
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４３１号
愛知県海部郡蟹江町本町７丁目85番地　スカイハウス205
債務者　野村　明法
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７７９号
福岡市東区筥松４丁目12番７―202号
債務者　大勝　昌幸
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８０５号
福岡県宗像市野坂2983番地２
債務者　浜元ゆかり
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８２０号
福岡市城南区宝台団地３番104号
債務者　田原　和明
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８２１号
福岡市城南区宝台団地３番104号
債務者　田原　艶子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８４９号
福岡市東区名島２丁目22番30号
債務者　高嶋　秀雄
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８７０号
福岡市城南区片江３丁目21番36号
債務者　鶴田　　悟
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９６８号
福岡県太宰府市朱雀４丁目15番30―203号
債務者　米原　久代
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９９４号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄西５丁目14番23号
債務者　片瀬　嘉彦
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０１３号
福岡県筑紫野市二日市北２丁目18番５―1002号
債務者　秋山　幸晴
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０２７号
福岡市博多区住吉４丁目29番25―713号
債務者　増永　和則
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０５０号
福岡県大野城市下大利２丁目３番７号
債務者　日野　和幸
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０９７号
福岡市城南区友丘３丁目１番39―102号
債務者　川上　直樹
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１２９号
福岡市博多区吉塚１丁目６番13号
債務者　宮本　珠枝
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部